

淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和57年9月1日

条例第9号

改正	平成9年2月24日	条例第7号	平成26年12月24日	条例第4号
	平成10年3月16日	条例第3号	平成27年3月27日	条例第3号
	平成11年8月27日	条例第4号	平成28年3月29日	条例第7号
	平成11年12月27日	条例第8号	平成28年12月22日	条例第10号
	平成13年2月23日	条例第2号	平成29年3月29日	条例第3号
	平成14年2月22日	条例第1号	平成29年12月21日	条例第5号
	平成15年2月22日	条例第1号	平成30年12月21日	条例第5号
	平成17年8月29日	条例第2号	令和元年12月20日	条例第7号
	平成18年9月28日	条例第6号	令和元年12月20日	条例第8号
	平成20年2月27日	条例第1号	令和2年2月20日	条例第3号
	平成20年8月27日	条例第5号	令和2年3月27日	条例第6号
	平成21年11月28日	条例第3号	令和4年12月21日	条例第7号
	平成22年2月24日	条例第17号	令和5年2月17日	条例第2号
	平成22年12月1日	条例第22号	令和5年12月21日	条例第7号
	平成23年12月1日	条例第5号	令和6年8月22日	条例第4号
	平成24年3月29日	条例第4号	令和6年12月19日	条例第5号
	平成25年2月20日	条例第2号	令和7年3月27日	条例第3号
	平成26年2月21日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 企業団の職員で常時勤務を要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する職員を除く。）及び地公法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外

勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料表は、別表のとおりとする。

2 前項の給料表は、第21条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、企業長が定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、洲本市の市長の事務部局に勤務する一般職員の例による。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 地公法第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、淡路広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年淡路広域水道企業団条例第2号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、ほかに生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第6条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規程で定める地域に在勤する職員に支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額

16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- (2) 第14条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

第8条 削除

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で企業長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び額は次のとおりとする。

手当の区分	支給の範囲	支給額
高所作業手当	地上若しくは低水位の水面上10メートルを超える高所又はしゅんげんな崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の監督に従事した職員	作業に従事した日1日につき200円
災害従事手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、淡路広域水道企業団災害対策本部等の指示に従い、水道復旧業務等に従事した	その災害につき1,270円

	職員	
--	----	--

(時間外勤務手当)

第11条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給する。休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員についても、また同様とする。

(夜間勤務手当)

第12条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した全時間について支給する。

第13条 削除

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき企業長が定める者に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により淡路広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年淡路広域水道企業団条例第2号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(単身赴任手当)

第14条の3 単身赴任手当は事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、企業長の定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限

りでない。

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第15条 第11条及び第12条の規定は、管理職手当を受ける職員には適用しない。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業団の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ、企業団の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

第18条 削除

(給与の減額)

第19条 職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合においては、企業長が定める期間を除き、その勤務しない時間1時間について勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第20条 職員が休職にされたときは、企業長が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第20条の2 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第20条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1

項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第20条の4 地公法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業
をしている期間については、給与を支給しない。

(臨時的任用に係る職員の給与)

第21条 臨時的任用に係る職員には、それ以外の職員との給与の権衡を考慮し、企業長
の定める基準に従い、予算の範囲内において給与を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(その他)

第23条 この条例に定めるもののほか、第2条第3項に規定する手当及び第3条に規定
する給料の基準について必要な事項は、洲本市の市長の事務部局に勤務する一般職員
の例による。

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、企業長が定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(特定日以後の職員の給料月額等)

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1
日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給
料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び第4条の規
定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50
円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたとき
はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない
職員

(2) 淡路広域水道企業団職員の定年等に関する条例(以下「定年条例」という。)第9
条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第
2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する
管理監督職を占める職員

- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（企業長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成9年2月24日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月16日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年12月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年2月23日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第6号）

改正	平成21年11月28日	条例第3号		平成24年3月29日	条例第4号
	平成22年12月1日	条例第22号		令和2年3月27日	条例第6号
	平成23年12月1日	条例第5号			

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 平成18年10月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新旧欄に定める職務とする。

（号級の切替え）

3 切替日の前日において、淡路広域水道企業団職員の給与に関する規程（昭和57年淡路広域水道企業団管理規程第5号）第2条第2項において準用する改正前の洲本市職員の給与に関する条例（平成18年洲本市条例第49号）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 切替日の前日から引き続き前項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年淡路広域水道企業団

条例3号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額からその半額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額を給料として支給する。

(その他)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、給料の切替に関し必要な事項は、洲本市の市長の事務部局に勤務する一般職員の例による。

附則別表第1 (附則第2項関係)

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級

附則別表第2 (附則第3項関係)

職員の号給の切替表

給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満		1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	1	1	1	1	1
	12月以上		5	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	8	4	1	1	1	1
	12月以上	5	9	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	10	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	11	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	12	8	1	1	1	1
	12月以上	9	13	9	1	1	1	1
4	3月未満	9	13	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	14	10	1	2	1	1
	6月以上9月未満	11	15	11	1	3	1	1

	9月以上12月未滿	12	16	12	1	4	1	1
	12月以上	13	17	13	1	5	1	1
5	3月未滿	13	17	13	1	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	18	14	1	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	19	15	1	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	20	16	1	8	4	1
	12月以上	17	21	17	1	9	5	1
6	3月未滿	17	21	17	1	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	22	18	2	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	23	19	3	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	24	20	4	12	8	4
	12月以上	21	25	21	5	13	9	5
7	3月未滿	21	25	21	5	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	26	22	6	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	27	23	7	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	28	24	8	16	12	8
	12月以上	25	29	25	9	17	13	9
8	3月未滿	25	29	25	9	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	30	26	10	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	31	27	11	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	32	28	12	20	16	12
	12月以上	29	33	29	13	21	17	13
9	3月未滿	29	33	29	13	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	34	30	14	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	35	31	15	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	36	32	16	24	20	16
	12月以上	33	37	33	17	25	21	17
10	3月未滿	33	37	33	17	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	38	34	18	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	39	35	19	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	40	36	20	28	24	20
	12月以上	37	41	37	21	29	25	21
11	3月未滿	37	41	37	21	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	42	38	22	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	43	39	23	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	44	40	24	32	28	24
	12月以上	41	45	41	25	33	29	25
12	3月未滿	41	45	41	25	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	46	42	26	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	47	43	27	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	48	44	28	36	32	28
	12月以上	45	49	45	29	37	33	29
13	3月未滿	45	49	45	29	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	50	46	30	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	51	47	31	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	52	48	32	40	36	32
	12月以上	49	53	49	33	41	37	33
14	3月未滿	49	53	49	33	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	54	49	34	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	55	50	35	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	56	50	36	44	40	36
	12月以上	53	57	51	37	45	41	37

15	3月未滿	53	57	51	37	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	58	51	38	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	59	52	39	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	60	52	40	48	44	40
	12月以上	57	61	53	41	49	45	41
16	3月未滿	57	61	53	41	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	62	54	42	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	63	55	43	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	64	56	44	52	48	44
	12月以上	61	65	57	45	53	49	45
17	3月未滿	61	65	57	45	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	66	57	46	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	67	58	47	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	68	58	48	56	52	48
	12月以上	65	69	59	49	57	53	49
18	3月未滿	65	69	59	49	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	70	59	50	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	71	60	51	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	72	60	52	60	56	52
	12月以上	69	73	61	53	61	57	53
19	3月未滿	69	73	61	53	61	57	
	3月以上6月未滿	70	74	61	54	62	58	
	6月以上9月未滿	71	75	61	55	63	59	
	9月以上12月未滿	72	76	62	56	64	60	
	12月以上	73	77	62	57	65	61	
20	3月未滿	73	77	62	57	65	61	
	3月以上6月未滿	74	78	62	58	66	62	
	6月以上9月未滿	75	79	63	59	67	63	
	9月以上12月未滿	76	80	63	60	68	64	
	12月以上	77	81	63	61	69	65	
21	3月未滿	77	81	63	61	69	65	
	3月以上6月未滿	78	82	64	62	70	66	
	6月以上9月未滿	79	83	64	63	71	67	
	9月以上12月未滿	80	84	64	64	72	68	
	12月以上	81	85	65	65	73	69	
22	3月未滿	81	85	65	65	73	69	
	3月以上6月未滿	82	86	65	66	74	70	
	6月以上9月未滿	83	87	66	67	75	71	
	9月以上12月未滿	84	88	66	68	76	72	
	12月以上	85	89	67	69	77	73	
23	3月未滿	85	89	67	69	77	73	
	3月以上6月未滿	86	90	67	70	78	74	
	6月以上9月未滿	87	91	68	71	79	75	
	9月以上12月未滿	88	92	68	72	80	76	
	12月以上	89	93	69	73	81	77	
24	3月未滿	89	93	69	73	81	77	
	3月以上6月未滿	90	94	70	74	82	78	
	6月以上9月未滿	91	95	71	75	83	79	
	9月以上12月未滿	92	96	72	76	84	80	
	12月以上	93	97	73	77	85	81	
25	3月未滿	93	97	73	77	85	81	
	3月以上6月未滿	93	98	73	78	86	82	

	6月以上9月未満	93	99	74	79	87	83	
	9月以上12月未満	93	100	74	80	88	84	
	12月以上	93	101	75	81	89	85	
26	3月未満		101	75	81	89	85	
	3月以上6月未満		102	75	82	90	86	
	6月以上9月未満		103	76	83	91	87	
	9月以上12月未満		104	76	84	92	88	
	12月以上		105	77	85	93	89	
27	3月未満		105	77	85	93		
	3月以上6月未満		106	78	86	94		
	6月以上9月未満		107	79	87	95		
	9月以上12月未満		108	80	88	96		
	12月以上		109	81	89	97		
28	3月未満		109	81	89	97		
	3月以上6月未満		110	82	90	98		
	6月以上9月未満		111	83	91	99		
	9月以上12月未満		112	84	92	100		
	12月以上		113	85	93	101		
29	3月未満		113			101		
	3月以上6月未満		114			102		
	6月以上9月未満		115			103		
	9月以上12月未満		116			104		
	12月以上		117			105		
30	3月未満		117					
	3月以上6月未満		118					
	6月以上9月未満		119					
	9月以上12月未満		120					
	12月以上		121					
31	3月未満		121					
	3月以上6月未満		122					
	6月以上9月未満		123					
	9月以上12月未満		124					
	12月以上		125					
32	3月未満		125					
	3月以上6月未満		125					
	6月以上9月未満		125					
	9月以上12月未満		125					
	12月以上		125					

附 則（平成20年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条又は第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち企業長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他企業長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して企業長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成22年2月24日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条又は第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」と

いう。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に職員 (淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 (以下この号において「給与条例」という。) 第21条に規定する職員を除く。以下この項において同じ) 以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例 (平成18年淡路広域水道企業団条例第6号) 附則第4項の規定の適用を受けない職員に限る。) からこれらの職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が2以上あるときは、当該日のうち企業長が定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日 (以下この号において「施行日」という。) の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他企業長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して企業長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(規程への委任)

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則 (平成23年12月1日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の淡路広域水

道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条又は第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年淡路広域水道企業団条例第6号）附則第4項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれら以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち企業長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他企業長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して企業長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（規程への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成24年3月29日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 2 適用日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 適用日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（規程への委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成28年3月29日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与（淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年淡路

広域水道企業団条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。) 附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月22日条例第10号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与(淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年淡路広域水道企業団条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。) 附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月29日条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与(淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年淡路広域水道企業団条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。) 附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月21日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年2月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年2月17日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

第14条 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、

当該職員が第3条の規定による改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新給与条例」という。）第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表（第3項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、淡路広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、淡路広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 新給与条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則（令和5年12月21日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年8月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月19日条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月27日条例第3号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		

	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				
	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700